

税の申告

今年も税の申告時期になりました。申告しなかったために、所得控除が受けられなくなったり、各種手当などの受給手続きが遅れたりすることがあります。また、所得証明が出せないこともあります。必ず期限内に申告を済ませましょう！

市では

市・県民税

国民健康保険税

の申告の受付を行います

申告期間

2月16日(火)～3月15日(月)

◎期間中は確定申告の受付も行います

問合せ 市役所 税務課

☎ 22・8106

申告が必要な方

平成22年1月1日現在、敦賀市に住所がある方で、昨年1年間に何らかの収入があった方
※収入が全くない方でも、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険（第1号被保険者）に加入している方、国民年金保険料の免除・児童手当等の支給を受けられる方は申告が必要となります。
《申告をする必要のない方》
●税務署に所得税の確定申告をする方（確定申告は市・県民税の申告

申告に必要なもの

- を兼ねています）
一カ所からの給与収入のみで、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている方
●公的年金収入のみで、各種控除を受けなくても税金のかからない方
●印鑑
●平成21年分源泉徴収票（給与、年金収入がある方）
●収支内訳書、帳簿、必要経費の領収書（営業、農業、不動産収入の

ある方）

- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・小規模企業共済・生命保険料・地震保険料（または旧損害保険料）等の領収書または支払証明書
●医療費の領収書やレシート、保険等で補てんされた金額の分かるもの（医療費控除の申告をする方）
●寄附金受領証明書（寄附金税額控除の申告をする方）
●障害者手帳（市町村長等の認定を受けている方を含む）、療育手帳等（お持ちの方） など

申告受付日程

◎該当地区の期日に申告できない方は、都合のよい日に最寄りの会場へお越しください。
◎2月中は出張申告を行っていますので、市役所での申告はできるだけ3月1日以降にお願いします。

2月	と き	ところ
16日(火)	9:00～11:30	旧葉原小学校
	9:00～16:00	農協東部支店
17日(水)	9:00～11:30	横浜公会堂
	13:30～16:00	東浦公民館 赤崎小学校
	9:00～16:00	農協東部支店
18日(木)	9:00～16:00	愛発公民館 農協東部支店 農協敦賀支店
	9:00～16:00	中郷公民館 農協東部支店
19日(金)	9:00～16:00	栗野公民館 農協栗野支店
23日(火)	9:00～16:00	栗野公民館 農協栗野支店
24日(水)	9:00～16:00	栗野公民館 農協栗野支店
25日(木)	9:00～11:30	沓見公会堂
26日(金)	9:00～11:30	常宮小学校

3月	と き	ところ
1日(月) 2日(火)	9:00～16:00	市役所（4階講堂） 農協敦賀支店 農協栗野支店
3日(水)	9:00～16:00	市役所（4階講堂） 農協敦賀支店
4日(木)	9:00～16:00	農協本店
5日(金)		農協本店
8日(月)		農協本店
9日(火)		農協本店
10日(水)		農協本店
11日(木)		農協本店
12日(金)		農協本店
15日(月)		市役所（4階講堂）

税務署では

所得税・消費税
の確定申告

を受け付けています

申告・納税期限

▼所得税 3月15日(月)

▼消費税 3月31日(水)

問合せ 敦賀税務署

☎ 22・1010

確定申告は便利なe-Tax(インターネット)で

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動で計算され、所得税、消費税の確定申告書や青色決算書などが作成できます。
申告書などを作成した後は、同コーナーからそのままe-Taxを利用して税務署に送信できるほか、自宅のプリンタで印刷して送付等により税務署へ提出することもできます。
《e-Tax利用によるメリット》
①最高5,000円の税額控除（平成19年分または20年分の確定申告で

この控除を受けていない方のみ）

- ②添付書類（源泉徴収票など）の提出省略（確定申告期限から3年間は、添付書類の提出または提示を求められることがあります）
③還付金がスピーディー（3週間程度に短縮）

税務署では、申告会場に備え付けのパソコンを利用してe-Taxによる申告をお願いしています。また、市役所会場にて3月1日(月)～4日(木)に、税務署職員によるe-Taxの出張申告相談を行います。



国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

e-Taxをご利用いただく前に

- 電子証明書付き住民基本台帳カード（市役所市民課で30分程度で取得できます。窓口が混み合っている場合は時間がかかることがありますので、早めの取得をお願いします）
●電子証明書の有効期限は発行日から3年間です。既に取得されている方で有効期限が切れる方は、市民課で更新の手続きをお願いします。（電子証明書等の取得に関する問合せ 市民課 ☎ 22・8116）
●ICカードリーダーライター（家電量販店などで購入できます）

市・県民税からの住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)が拡大されました！

市・県民税の住宅ローン控除の適用対象者が拡大され、平成21年～平成25年に入居し、所得税において住宅ローン控除を受ける方も、市・県民税の住宅ローン控除を受けられます。

また、市・県民税の住宅ローン控除は、市役所に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出しなくても受けられるようになりました。

対象者

所得税で住宅ローン控除の適用を受けていて、かつ、所得税において住宅ローン控除可能額が控除しきれなかった方のうち、

- 平成11年～平成18年に入居した方
- 平成21年～平成25年に入居した方

※平成19年と平成20年の入居者は、所得税の住宅ローン控除は受けられますが、市・県民税の住宅ローン控除は受けられません。

控除額

次のいずれかで小さい方の額が市・県民税から控除されます。

- 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た金額（上限 97,500円）

手続方法

勤務先で年末調整をするか、税務署へ確定申告をしてください。その書類内容から、市役所で市・県民税の住宅ローン控除額を計算し、適用します。これまで必要だった市役所への住宅借入金等特別税額控除申告書の提出は不要になります。



旧制度の住宅ローン控除を利用した方が控除額が大きくなる場合について

所得税について、次の条件に当てはまる方は、これまでと同様に「住宅借入金等特別税額控除申告書」で申告する方が控除額が大きくなる可能性があります。

- 山林所得があって、所得税がかかる方
- 変動所得・臨時所得があり、平均課税の適用を受ける方
- 給与等の通常の所得のほかに、退職所得などがあって所得税がかかる方

平成11年～平成18年に入居された方が、3月15日までに申告を行った場合、旧制度の住宅ローン控除の適用を受けることができます。